

緑色戦線とヴァイマル共和制期の農業政策

豊永泰子

【要約】一九一八年革命を経て「ユンカーの保護」「穀物の保護」という形をとった農業政策が崩れ去った後、農業政策はどのような方向に進み、農業者はどのような状況下にあったのだろうか。農業者のナチ化の原因を問うさい、まずこうした疑問が浮かぶ。小稿は一九二九年に結成された農業者の統一戦線たる「緑色戦線」の活動を通して、この疑問を考察してゆく。戦線は相対的安定期の集約化・合理化政策にそった層が農業恐慌下に価格引き上げ要求に的を絞り、意志の統一をはかったものである。第一次戦線は低農産物価格政策のうち穀物について高価格政策に転轍させることに成功した。しかし第二次戦線による畜産・酪農製品価格の引き上げ運動の段階になると、戦線自体の脆弱化および世界経済恐慌の激化とも関連して成果はなく、農業政策は戦線の射程距離をはなれ、東部援助政策に傾斜し、戦線を推進した農民は運動の結果かえって重い負担をおったのであった。

史林 五七巻二号 一九七四年三月

問題限定

一九一八年革命によってユンカー的プロイセン支配の機構が崩壊し、それとともに第二帝制下での「ユンカーの保護」「穀物の保護」という形をとった農業政策も崩れ去ったあと、ヴァイマル共和制下においてどのような農業政策が遂行され、また農業生産者層はどのような状況にあったのであろうか。一九二九年の世界経済恐慌の衝撃によってヴァイマル共和制からナチス独裁体制の成立へとドイツ史が転換するさい、農業生産者層（ユンカーと農民層）のはたした役割の重さを思うとき、こうした疑問が浮んでくるのである。^①そしてそうした観点からヴァイマル共和国史を展望すれば、視野に入

ってくるのは相対的安定期が頂点に達した一九二八年から活発になってくる農業生産者層の動きである。一方の極には東プロイセン州やシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のラントフォルク運動に代表される反体制的直接行動があった^②。他方の極には現体制の政策によって農業危機の解決をはかろうとする動きがあり、それは翌年二月「緑色戦線」の結成に結実したのであった。前者の理念がナチ農本主義に継承されたとはいえ、それは局地的であり、農民層下層の運動であったのに対し、後者はゆるい統一戦線とはいえ一応全ドイツ的規模で農業者を結集し、ヴァイマル共和制最後の局面の農業政策に大きな影響をおよぼしたのであった。そこで緑色戦線の動向に焦点をあわせつつ、ヴァイマル共和制期の農業政策を考察し、さきの疑問を解く手がかりをえたいというのが小稿の課題である。なお緑色戦線は一九二九年から一九三三年まで存続していたが、それが活発であったのは、ヘルマン・ミュラーおよびブリューニング両政権期であるため、小稿の考察もこの時期に限定したい^③。

① ナチスの社会的基盤についてはさしあたり、大野英二「ドイツ・ファシズムの社会的基盤」『経済論叢』第一〇五巻、五〇頁以下。

② ラントフォルク運動についてはさしあたり中村幹雄「ワイマル共和制末期における農民層の政治的動向」『史林』第四三巻第三号、一九六〇年、三九頁以下。村瀬興雄「ナチズムの地方的特色」『社会思想』二一三、一九七二年、六〇六頁以下。

③ 緑色戦線にかんする研究としてつぎのようなものがあるが、戦線の性格およびヴァイマル共和制崩壊にきいての役割について評価は一定していない。それは戦線とその構成組織の二つが同一視された

り、あるいは反対派からの誹謗がそのままつけいれられたためと思われる。したがってドイツ史上はじめて実現した農業の統一戦線にかんし、ザツへを整理し、その活動の軌跡を正確に把握したいというのが本稿の課題である。Erwin Topf, Die grüne Front, 1933, H. Kretschmar, Deutsche Agrarprogramme der Nachkriegszeit, 1933, H. Gies, NSDAP und landwirtschaftliche Organisationen in der Endphase der Weimar Republik, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 15. Jahrgang, 1967, H. Barmeyer, Andreas Herms und die Organisationen der deutschen Landwirtschaft, 1971.

一 緑色戦線の「四者綱領」

(1) 戦線結成の事情

ヴァイマル共和制下においては農業経営者三人のうち二人はいずれかの職業身分組織に属しているといわれるほどに、^① 農業者の組織化が進んでいた。しかしそうした組織は地方分権的で分散しているため、消費者代表としてたちあられる労働者組織、輸出に利害関心を有する商工業組織に対しつねに守勢であり、相対的安定期を通じ農業者は政治的孤立感を深めていった。そこで農業恐慌のきざす一九二八年になるとまず、北西部や西部のように商業的性格が強く景気の変動に敏感な農業地帯の農民組織の間から既成諸組織の融合を求める動きがはじめた。いずれの組織の中央部もこの時点ではこうした動きを抑えにかかる。^② しかし一九二九年に入り、バイエルン農民連盟や東エルベの農村同盟からも農業組織の統一戦線を求める声が高まったとき、^③ 最大の農業組織たる全国農村同盟の議長シーレ (Martin Schiele) と農業評議会の会長ブランドス (Ernest Brandes) が、農民連盟連合議長ヘルメス (Andreas Hermes) および農民組合議長フエーア (Anton Fehr) に働きかけて一九二九年二月二十日共同で農民戦線の結成を宣言したのであった。^④ 各組織を素描しつつそれぞれの指導者が戦線結成に踏みきった事情を考えてみよう。

全国農村同盟 (Reichslandbund) は正会員一七〇万人で東エルベのユンカーからテューリングゲンやヴェルテンベルクの小農までふくみ、組織は全国におよんだ。^⑤ しかし「粘土製の足の巨人」と譬えられるように、^⑥ それは会費徴収権をもつ各地方の農村同盟の連合体であった。それは旧農業家同盟と戦後誕生したドイツ農村同盟が一九二一年に融合したものであり、設立いらしいにユンカーの発言力が強くなるとはいえ、中部や南部の農民層の勢力も無視しがたく、政治的にみても国家人民党派と農村民党派にわかれており、この点で旧農業家同盟と異なっていた。さて、ここに結集したユンカーは一九二七年ともなれば特権たるグーツベルク制を奪われるほどにその力を弱めていたが、いご状況はさらに悪化しつつあ

った。国のレベルではヘルマン・ミュラーの大連合政権によって財産税や相続税の引上げ・火酒独占への重荷等、邦レベルでは社会民主党の推したクレッペー(Otto Kiepert)総裁によるプロイセン・カッセの改組・協同組合の再編と統合化等とともに反ユンカー路線の政策が着手されようとしており、かれらにとってこうした事態の進展をくいとめることが急務となった。ユンカーのオピニオン・リーダーたるボンメルン農村同盟において農民戦線結成へのろしが上がったのであった。時の同盟議長シーレ自身は、ユンカーではなくザクセン州の大借地農であるが、この時点でかれを支持していたユンカーの要請にに応じて、統一戦線結成のために立ち上がったのであろう。

つぎにドイツ農民連盟連合(Vereinigung der deutschen Bauernvereine)は一九世紀後半にカトリック地方で形成された農民連盟の連合組織であり、^⑦ 会員五六万人は主として中小農からなつたが、個々の連盟をはじめ中央機関の指導部は大土地所有者およびカトリックの聖職者で占められていた。政治的には中央党とバイエルン人民党を支持していた。一九二八年末にヘルメスが議長に就任したとき、連合は内部対立で苦しんでいた。すなわち農村同盟との融合を執拗にもとめる西部の連盟と、分邦主義的利害関心とユンカーへの服従を嫌悪し農村同盟とのいかなる共同行動をも拒否する南部や西南部の連盟とが対立していた。幹部は農村同盟と融合しさい自らの権力が弱められることを恐れ、前者の要求を抑えていた。その幹部が二九年に入りシーレの呼びかけに応じたのは、まず西部組織が幹部の指導を離れ独自の行動をとるおそれのできたことおよび分邦主義を固執していた南部連盟のうち最大のバイエルン農民連盟が現政権の農業政策に対する批判から統一戦線を求めはじめたことによる理由によつてであらう。^⑧

ドイツ農民組合(Deutsche Bauernschaft)は「農業中小経営全国同盟」(Reichsverband der landwirtschaftlichen Klein- und Mittelbetriebe)、「ドイツ農民同盟」(Deutscher Bauernbund)および「バイエルン農民同盟」(Bayerischer Bauernbund)からなる連合組織であつて会員は二十万人、一九二七年九月に誕生した。^⑨ 構成組織のうち、全国同盟は北西部ドイツを中心にハインリヒ・リュプケに率いられた小農・小作人の組織であり、社会民主党と民主党に近い立場にあつた。さらに農

民同盟は東部から中部・北西部にわたる中小農組織であり、民主党と人民党に近かった。明らかのように両組織はユンカー的土地所有の影響下にある地域に生まれた農民層下層の組織であって、反ユンカーの姿勢が強く、ユンカーをふくめた組織では農民的利害は貫徹しがたいという立場にあった。^⑩これに対しフェーアの率いるバイエルン農民同盟はかつてバイエルンレーテ共和国を支持した組織であるが、その後共和主義的組織として存続し、経済的にはバイエルン農民連盟と似た立場にあった。したがってフェーアが戦線結成の呼びかけに応じたのは、前二組織の立場を考えるならば、ドイツ農民組合の代表者というよりもむしろ、南ドイツ的立場においてであろう。なおバイエルン農民同盟とシュレーゲン農民同盟の一部は、ドイツ農民組合を農民政党に変えようと試み、一九二八年の国会選挙では「ドイツ農民党」の名で八名を当選させた。

以上みてきた戦線の構成分子が私的組織であるのに対し、農業評議会(Deutscher Landwirtschaftsrat)は一八九四年の法にもとづいて各州に設けられた農業会議所の上部機関である。^⑪農業会議所は食糧省の監督をうけ、農業問題について政府に諮問しかつ政策の遂行を援助する。そのメンバーは農業従事者による比例・直接・秘密選挙によって選ばれ、その運営費は税金と同じように農業従事者から徴収された。同機関は相対的安定期の合理化・集約化運動において指導的役割を演じていた。戦線の陰の立役者と目されるブランドスが戦線結成にふみきったのは、一九二八年にディートリヒが食糧相に就任してிரらい、食糧省と農業評議会との対立が深まり、農業政策への影響力を喪失したためと思われる。^⑫

このような理由から農業界の四首脳は緑色戦線を宣言し、一ヶ月後の三月二十日にいわゆる「四者綱領」(Viermännerprogramm)を発表し、さらに地方組織に対して戦線の戦術はベルリンの中央部で決められるべきであって地方組織は独自の行動によってこれを乱さないよう申し渡したのであった。このような半ば独断的な幹部の行動を、ドイツ農業評議会、全国農村同盟および農民連盟連合はそれぞれ一致して支持した。ただし組織の融合を熱望していた西部の農民連盟はこれを融合への準備段階とうけとめ、またドイツ農民組合は戦線の結成を一応支持しつつも、統一戦線行動がケース・バイ・

ケースであることを強調したのであった。^⑧

(2) 「四者綱領」

農業において経済的窮状が極度に高まっているとき、その原因となる資金不足、収支のアンバランスが解決されないかぎり、生産の上昇や質の向上あるいは販売調節といった自助の措置には限界がある。自助の前提として抜本的な国家援助が、なによりも関税の強化が必要であると、綱領はまえおきで訴えたのち、一般経済政策の項にはじまり租税・信用・植民・教育および顧問制度・運賃率政策といったあらゆる分野にわたる要求を掲載している。しかしその詳細さおよびその後の活動からみて中心は一般経済政策の項にあるので、その部分の概要を紹介しておこう。^⑨

綱領は自国農産物で需要が満たされないばあいのみ輸入するという観点から、さらに国内農産物を世界市場の価格変動の影響から守りかつこれに一般生活基準指数に応じた価格を保証するという観点からつぎを要求する。(1)すべての農産物について保護関税の強化。その第一歩として穀物および穀物加工品の過渡関税の撤廃 (2)最惠国条項を廃止し通商条約を根本的に改訂。その意味において百キロあたり肉関税は四五マルクへ、バター関税は六〇マルクへ、鶏卵関税は二五マルクへ引き上げ、これにともなつて他の酪農・畜産製品の関税引き上げ (3)外国産農産物に対する販売税免除リストの撤廃 (4)主要農産物(穀類・家畜・酪農製品)の輸入調節のための中央機関の設立。さしあたり穀物の公定価格を定めこれを維持するための全国穀物評議会の設立、同機関に輸出入調節・国産穀物の買い上げあるいは国産穀物の製粉義務を命ずる権限を賦与。なおこの機関は消費者代表をもふくむ利害関係者からなるとはいえ、生産者に決定的な発言権があたえられる (5)ドイツ穀物取引会社に対する国家援助の強化 (6)家畜および肉輸入にかんし防疫検査法の強化 (7)肉・家畜・酪農製品販売組織の再編と輸入の調節 (8)酪農製品生産の合理化と標準化のため、全国牛乳法の制定および原料供給機関と加工機関を統合した酪農組織の促進 (9)砂糖の最高価格を二一マルクから二三マルクに引き上げ。

瞥見して明らかかなようにそのねらいは、関税・通商条約の改訂および公定価格の設定による価格の引き上げとその安定

にある。その特徴と問題点をもう少しはつきりさせておこう。まず注目されるのはここでは穀物にかんする具体的な数字は皆無であるにもかかわらず、いわゆる農民生産物の関税率が明示されていることである。穀物を生産する大経営と食用あるいは飼料用穀物を購入する農民との伝統的な利害対立が調整されないために、全般的価格引き上げで意志の統一がはかられ、さらにユンカーとの共闘に消極的な農民をも結集するためにこのような数字の列挙になったのであろう。また綱領まえがきで収支の不均衡の是正を謳いながら、そのための方法として価格引き上げに絞られ、経費引下げがほとんど言及されていないことも特徴である。ちなみにさきに触れたラントフォルク運動は租税滞納による差押え阻止から出発しており、さらにこの運動を継承したナチ運動では肥料価格引き下げや免税・減税がポイントの一つになっていた^⑮。戦後の農業の過重な税負担はしばしば言われるとおりであり、またチツ素肥料を例にとれば、その世界市場価格は国内価格より四十分パーセント廉価であった。しかし緑色戦線は一度も肥料価格問題にとりくまなかった。それは既成の農業組織と肥料独占資本との共生関係から説明できよう。実際に一九二九年、戦線の下部組織がカリ肥料価格を問題にしたとき、カリシンジケートは値を下げるかわりに戦線首脳に五億マルクの寄附金を渡したのであり、戦線では肥料問題は立ち消えになってしまった^⑯。また戦線は、組織内のおもわくあるいは組織間の対立によって租税問題にも正面から取りくめなかった^⑰。かくして、既成の組織の統一戦線からは、租税闘争や反独占運動は生まれず、戦線に残された道は価格引き上げ路線であった。もとより綱領起草者はこの路線によってすべての経営の救済を目的としているのではなく、何パーセントかのはみ出る部分を想定していることも指摘しておきたい^⑱。ではこの路線は従前の農業政策に対しどのような位置づけられ、また綱領のまえがきで指摘した「自助」とは何か、これらを検討するために相対的安定期の農業政策をふりかえっておこう。

(3) 相対的安定期の農業政策

戦線がとくに批判していた通商・関税政策から入っていこう。一九二五年にドイツが関税自主権を回復したとき、農業界は増産をスローガンに戦前のような保護関税を要求した。この農業関税をめぐる対立は、農工間の争いというよりも農

業と消費者・労働者・学者の争いという様相を呈した。結局、工業のイニシヤティブによる工業と農業の妥協という形でビュロー関税への復帰がはたされた。だがこのとき工業が農業と妥協したのは工業関税を可能にするためというよりも、農業が工業から離れ自由貿易派にまわることを避けるため、また税制問題にかんし農業の支持を必要としたためであった。つまりヴァイマル共和制期を通じてそうなのであるが、社会民主党あるいは中央党の労働者翼が貿易政策においてはときとしては工業利害代表者よりも輸出優先の立場になつたので、工業側は工業関税を可能にするためにはこれをあてにできたのであった。したがって工業は農業関税に同意しつつもこれをできるかぎり低く抑えようとし、その結果ビュロー関税率への復帰とはいえ、工業は戦後のインフレを考慮にいれビュロー関税より四〇パーセント高い率を得た。それに対し農業は消費者や工業側の反対にあつて、穀物についてはカプリヴィ関税率を、酪農・畜産品については一定量の無関税の冷凍肉輸入の条件つきでビュロー関税率を得たにすぎなかつた。しかもこの関税率は通商条約によって自動的に引き下げられ、あるいは廃止されたのである。つまりそれは通商条約協議のさい、輸出工業利害に有利な交渉をすすめるための取引材料として利用されたのであった。その後関税率は漸次引き上げられたとはいへ、こうした関税・通商政策路線は続行されている。緑色戦線の行動がビュロー関税率への実質的復帰要求からはじまり、通商条約の改訂を追求しつづけていることもこれを裏付ける。

要するに相対的安定期においては輸出振興の立場から低農産物価格政策が遂行されていたのであり、外に対し農産物市場を開いたまま、国内農業に対しては生産費を引き下げての増産政策によって外国農産物への競争力を強化させることにあつた。つまり一方で農業は関税導入後も農産物価格上昇にもかかわらず租税や利子払いのため収益が増大しないところから「収益性の回復」をスローガンに農工関税の均衡、食糧輸入の大幅な阻止、減税・免税、利子軽減を要求した。他方工業の輸出楽天主義はヨーロッパ諸国との通商条約交渉の難行から鈍らされ国内市場としての農業が注視されはじめるとともに、また社会民主党との共闘の試みの失敗後には政治的事情からも農業への接近がふたたび始まり、かくして工業の

イニシヤティブで再度農工の妥協がはかられ、「機械化・集約化・標準化による農業収益の回復」という方向での、緑色戦線の表現を援用すれば「自助」による農業収益の回復が、増産および生産費引き下げによる収益の上昇が前景に出てきたのであり、二六年頃からこうした方向での政府の側面援助がおこなわれた。たとえばインフレで資金を払底させた農業には、一九二五年に設立されたレントバンクアンシュタルトを通して外資が与えられ、機械化・動力化はいわゆるトラクター・バンクの援助で、人造肥料の使用は肥料シンジケートを通し進められた。とくに重要なのは標準化・品質生産である。国家援助で調査団がデンマーク・オランダ・合衆国に派遣されたのをかわぎりにシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ザクセン州等をはじめとした各州の農業会議所や農業協同組合が指導しつつ、牛乳・バター・鶏卵・養豚の分野での標準化・品質生産が奨励されたのであった。^④

こうした相対的安定期の農業政策路線は、一九二八年にシーレ食糧相の遂行した「農業援助計画」をも貫ぬいていた。すなわち戦後のなりものいりの集約化宣伝によって、収益に比し信用が高すぎたにもかかわらず、投資は不可避・経済的と考えられ、その結果過重負債を惹きおこし、一九二七年にはやくも農業の利子負担だけで七億から七億五千万マルクに達しており、こうした危機的状況が一九二八年二月にはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州での一四万人の農民大集会を惹起したのであった。そこで同年三月末国会選挙を目前にひかえ、補正予算で工業から戦傷病者にいたるまで補助金が支給されたとき、農業にも「農業援助計画」にしたがって補助金が与えられた。^⑤ その要点はこうである。(1)短期高利信用の長期低利信用への借り換え補助に二億マルク (2)土地改良のため以後五ヶ年にわたり年六百万マルク (3)家畜市場の改善のため八百万マルク、他の農産物市場改善のため三千万マルク (4)協同組合の合理化と統合のため二千五百万マルク (5)家禽飼育の奨励のため百万マルク (6)困窮地域での人造肥料信用のため七一万六千マルク等。この政策が、集約化・機械化投資からきた過重負債に対する援助および従前の標準化・品質生産にかんする販売組織面からの補強から成り立っていることは明らかであろう。しかも穀物よりも、専門化された商業的農業の育成に政策の重心がおかれていることも明らか

かであろう。一九二八年六月に誕生した大連合政権の首相、社会民主党のヘルマン・シュネラーは就任演説において農業政策にかんしては消費者利害に反しないかぎり前政権の路線を継承する旨述べたのであり、^{②③} 同政権の農業政策はその線にそっていた。このようにみてくれば、緑色戦線の綱領が農業政策の大転換をせまっていることが明らかであろう。戦線は「の内閣を相手に闘争を進めようとするのである。そこへついに戦線の活動を追いつく」。

- ① E. Topf, op. cit., S. 122.
 ② Ibid., S. 13 f. 45.
 ③ A. Barmeyer, op. cit., S. 83, 86. E. Topf, op. cit., S. 50.
 ④ 官報文書下り第 27 号。Zentralblatt des Deutschen Landwirtschaftsrats und der Preussischen Hauptlandwirtschaftskammer, 28. Jahrg., 1929, S. 93. (以下 Zentralblatt 以下略)
 ⑤ 全国農村同盟の年報「農民の生活と政治」Jochen Cerný, Reichslandbund 1921-1933, in: Die bürgerlichen Parteien in Deutschland, Bd. II, 1970, SS. 521-540. E. Topf, op. cit., SS. 115-124.
 ⑥ E. Topf, op. cit., S. 115.
 ⑦ 農民同盟の年報「農民の生活と政治」Josef Seemann, Vereinigung der deutschen Bauernvereine 1900-1933, in: Die bürgerlichen Parteien in Deutschland, Bd. II, SS. 763-774. E. Topf, op. cit., S. 133 f., A. Barmeyer, op. cit., S. 75.
 ⑧ A. Barmeyer, op. cit., S. 83.
 ⑨ 「ドイツ農民同盟の年報」を参照した。
 W. Fritsch, Deutsche Bauernschaft, in: Die bürgerlichen Parteien Bd. I, SS. 299-301, H. Schwab, Deutscher Bauernbund, in: op. cit., SS. 415-421, H. Gottwald/W. Fritsch, Bayerischer Bauernbund 1895-1933, in: op. cit., SS. 66-78, E. Topf, op. cit., SS. 134-140.
 ⑩ Frankfurter Zeitung, 28. Apr. 1929. (以下 F.Z. 以下略)
 ⑪ E. Topf, op. cit., S. 140 f., W. Bicker Wesen und Entwicklungstendenzen der landwirtschaftlichen Berufsvetretung in der Rheinprovinz, 1929, SS. 19-33.
 ⑫ 両者の対立を示す例として一九二九年度の農業評議会総会の模様を著せらる。F.Z. 23. Sept. 1929, Nr. 710.
 ⑬ H. Kretschmar, op. cit., S. 72, F.Z. 28. Apr. 1929.
 ⑭ 官報文書下り第 27 号。Bericht über Landwirtschaft, N. F. Bd. 10, SS. 485-488, Zentralblatt, 28. Jahrg., 1929, SS. 151-153.
 ⑮ 農民同盟の年報「農民の生活と政治」で緑色戦線を推進する層の考えも考慮しなくてはならぬ。反体制的農民運動については別稿にゆずりた。
 E. Topf, op. cit., S. 37.
 ⑯ E. Topf, op. cit., S. 159 f.
 ⑰ Ibid., S. 161 ff., Zentralblatt, 30. Jahrgang, 1931, S. 224, F.Z. 8. Mai 1931, Nr. 338-340.
 ⑱ E. Topf, op. cit., S. 169 f.
 ⑲ 農業評議会総会及びドイツ農民同盟の発言。Zentralblatt, 1929, S. 434. なお戦線四首魁のなかで「フランスを除く三名は国会議員じゃあつた活動の表舞合に立つてゐるが、かれらの発言めづらは行動をみたはあつた戦線の方針を打ち出すのはフランスであるやうに推定される。時のジャーナリスト、トップはフランスとシレーが戦線の指導者べ」

ルメスとトローは事柄に超党派的色彩をあたえるために利用をせられた（E. Topf, op. cit., S. 50, 202）。行論が明らかでないが、トローは、筆者はルメスとトローは単に利用されたのではなく、商会的利益から戦線に加わったのであると断言する。トロンクスは中心人物であるトローに言及する。ただし E. Topf, op. cit., S. 147.

③ A. Panzer, Das Ringen um die deutsche Agrarpolitik, von der Währungsstabilisierung bis zur Agrardebatte im Reichstag im Dezember 1928, 1970, S. 29, 155, H. Haushofer, Ideengeschichte der Agrarwirtschaft und Agrarpolitik, Bd. II, 1958, S. 56.

④ A. Panzer, op. cit., SS. 39-42.

⑤ Ibid., S. 38 f., 74 f., FZ, 25, Febr. 1931, Nr. 147-149.

⑥ A. Panzer, op. cit., S. 42.

⑦ Ibid., S. 50, 97, C. v. Dietze, Deutsche Agrarpolitik seit Bismarck, in: Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Bd. 12., 1964, S. 206.

⑧ A. Panzer, op. cit., S. 89, イギリスと合衆国との最恵国条約を除いて、各通商条約は農産物の一つないしそれ以上の輸入項目の関税率を下げてゐる。たとえば、チーズはオランダ・スイス・フィンランド・デンマーク、鶏卵と鶏はイタリアとユーゴスラヴィア、肉・家畜類・穀物はスウェーデン、野菜はオランダ・仏・ベルギー・ルクセン

ブルグ、伊、果物は伊・スイス、砂糖は仏・伊・スイスに按じ関税率を減じよう（J. B. Holt, German Agricultural Policy, 1918-1934, 1936, S. 105）。

⑨ A. Panzer, op. cit., S. XVIII.

⑩ E. Hoernle, die Industrialisierung der Landwirtschaft, eine neue Phase kapitalistischer Monopolschenschaft, 1929, S. 8.

⑪ A. Panzer, op. cit., S. 28, 101.

⑫ E. Hoernle, op. cit., S. 8 f.

⑬ 合理的過程と生産力 E. Hoernle, op. cit., S. 37 f. 農政院農産国経済研究会編『ナチス経済及経済政策』昭和十四年「改造社」三三〇頁以下。

⑭ E. Topf, op. cit., S. 174 f., H. Haushofer, op. cit., S. 86.

⑮ 植民地を必要と規模の小さなドイツの「農業援助計画」はドイツの M. Schiele, Wie kann die Landwirtschaft wieder rentabel werden? 1928, SS. 7-16, Reichstag, IV Wahlperiode 1928, Drucksachen No. 218, Die landwirtschaftliche Notprogramm und seine Ausgestaltung, J. B. Holt, op. cit., S. 110 f., A. Panzer, op. cit., S. 119.

⑯ A. Panzer, op. cit., S. 125.

二 ヘルマン・ミュラー内閣と緑色戦線

(1) 七月法

戦線は議会での闘いの準備をすすめ、五月一七日と六月四日の二度にわたり、戦線系政党のうち与党たる中央党とバイエルン人民党を除く国家人民党、農村人民党および農民党を通し農業法案を議会に提出した。同時に戦線は、穀物専売にか

んする戦線構想の実現を食糧相にせまった。食糧相は民主党のディートリヒ(Hermann Dietrich)である。その農業綱領によれば当時の民主党の基本姿勢はこうであった。(1)工業関税の引き下げ、人造肥料や飼料の低廉化による生産費の引き下げ (2)農産物の良質・均質化 (3)農民のおよび園芸醇化生産物(家畜・畜産品・酪農品・家禽・野菜・果実・ぶどう酒・工業原料)に対する関税保護、家畜飼料輸入の自由化 (4)国家専売による価格形成への干渉は、農産物の輸出入を困難にし、価格を騰貴させるので反対^①。つまり民主党は農民農業育成の立場にあるため、すべての農産物への関税を要求する緑色戦線と重なる部分を有しているとはいえず、全体としてさきの「農業援助計画」につらなっていた。

さしあたりディートリヒは戦線提案にかんする見解表明を控え、穀物問題にかんしては専門家委員会の諮問をうけることに決定した。当時、穀価の決定方法にかんしては緑色戦線の構想^②の他に、社会民主党の国家専売計画^③とディートリヒらのスライド制関税に近い価格調節税(Preisausgleichsgebühr)と^④こう考えがあった。戦線四首脳も加わった委員会では、専売という構想では似てはいながらも専売機関の構成および公定価格の決定をめぐって戦線と消費者利害に立つ社会民主党とが対立し、専売提案は六対五で否決されてしまった^⑤。これをもって六月十日から二週間におよんだ委員会審議は幕をとり、舞台は議会での法案審議に移った。

さて先述した戦線の提案の主要点はこうである。(1)海境屠殺場設置・肉輸入規定の強化による肉輸入の阻止 (2)農業過渡関税の廃止。すなわち一九二七年七月一五日の法およびその後の修正によって定められた自動過渡関税の廃止によって、最恵国からの輸入についてみれば、関税率は百キロあたりライ麦五マルクから六マルクへ、小麦五マルクから六・五マルクへ、ベーコン一四マルクから二〇マルクへ、ラード六マルクから十マルクへ上昇することになる。(3)家畜・酪農製品等の関税引き上げ、牛は三八・五マルクへ、羊は三五マルクへ、豚は五六マルクへ引き上げ、バターは自動関税率では八〇マルクへ、通商条約関税率では少くとも六〇マルクへ引き上げ。なおバターの慣例関税は二七・五マルクであり、フィンランドとの通商条約もこの高さで結ばれていたので、戦線の要求は現行関税率の二倍以上にあたった。また馬鈴薯は現行

関税率の二倍へ。なお提案理由書によれば、戦前に比し生活基準指数が一五六・五パーセント上昇したにもかかわらず、農業はそれに応じた関税率をいまだ回復しておらず、ここで要求したのもその基準以下であると。もとより飼料大麦については、この基準よりはるかに高い関税を要求したのは、このみが飼料大麦の輸入を制限し、過剰ライ麦の飼料化を容易にする^⑥。

ところで与党が従前の路線を進むかぎり、戦線の提案は議會を通過する見込みはなかった。しかし農業組織の圧力、二七年をピークとした穀価の下落、総額一一五億マルクで年増約十億マルクの農業負債という農業危機を眼前に、ディートリヒは若干緑色戦線に譲歩したのであった。すなわちこれまで四者綱領に対し沈黙を守っていた彼が六月二二日、穀物専売についてはそのために要する費用および現行通商条約との矛盾から反対しつつも、通商条約上の枠内での関税引き上げと国産小麦の製粉強制の導入を示唆した^⑦。また同じ頃、工業利害を代表しこれまで農産物低価格を主張していたドイツ工業全国同盟が、ディートリヒ発言とほぼ似かよった内容の声明を出したのであり、このときから当分の間、与党たる人民党は農産物関税引き上げ支持にまわったのである。さらに与党の中央党には、戦線四首脳の一、ヘルメスが属しており、農業法案支持にまわる可能性は大きかった。かくして戦線には展望が開けてきたのであり、国会最終日の六月二六日、社会民主党と共産党以外の政党の支持をえて緑色戦線案を修正したものが可決され、七月法として施行された。すなわちライ麦・小麦・カラス麦は戦線の要求どりの、馬鈴薯もほぼ要求した関税を得た。それに対し飼料大麦は現行の低関税率が認められ、バターは八〇マルクが要求されたのに対し、育成関税としてディートリヒが提起した五〇マルク案が可決された。なお当分はフィンランドとの通商条約での率が二七・五マルクであるため、この引き上げ額は効果ないままにとどまる。肉輸出入規定強化にかんする法案等は可決されたが、家畜および肉関税率は、通商条約上の制約のため現行のままであった。さらに国産小麦製粉法が新たに導入された。これは民主党につらなる穀物取引業者の間から戦線の穀物専売案に代わるものとして提起され、議會では与党四党のイニシャティブで可決された。それは国産小麦の強制製粉率を製粉工

場の全製粉量の三十パーセントと定め(一九二九年八月一月末まで四十パーセント)、同時に製粉率の引き上げ権および製粉強制を混合強制に変える権限を食糧相に与えた。また一九二九年秋のライ麦市場操作のため、ドイツ穀物取引会社への三七五万マルクの補助金支給も決められた。^⑩

要するに戦線は、四者綱領にそつてすべての農産物関税の引き上げを要求したのに対し、食用穀物については要求どうりの成果を得たとはいへ、食用穀物価格を維持するために要求した飼料大麦関税は低くおさえられており、さらに畜産・酪農製品については通商条約上の義務にふれるという理由でなんらの成果も得なかった。また戦線の主張の通つた食用穀物関税について、たとえば一九二九年四月の小麦を例にとつてみよう。ベルリンでの小麦価格はハンブルクの自由市場でそれより百キロあたり一・三三マルク高いので、従前より一・五マルク関税が高められたとしてもその効果は期待できないであろう。戦線自体さきの専門家委員会では小麦七・五マルク関税という高い率を要求したのであり、戦線にとつても最初のこの行動はコテ調べの域を出ないものであろう。したがつて七月法においてはなお、低農産物価格政策を支持してきた従前の与党の立場が貫徹していたといつてよい。^⑪

(2) 一二月法

九月に入ると綠色戦線の活動は、食糧相との公開論争で始まつた。食糧相は民主党路線に立つて農民の畜産・酪農製品の育成関税をめざし、障害となつている通商条約上の制約を除くため、さしあたりフィンランドやデンマークとの交渉を始めていた。^⑫ところが七月法にもかかわらず、小麦は七月から八月にかけてトン当り二五〇・五マルクから二四五・五マルクへ、ライ麦は二〇一・二マルクから一九三・四マルクへと低落傾向にあり、しかも収穫を目前にさらに価格の下落が予想されたため、綠色戦線は食糧相の穀物経済に対する無策を批判し、小麦製粉率の引き上げ、ライ麦五〇万トンの買上げ、馬鈴薯市場維持のため年七百万マルクの資金援助等を要請した。しかしなによりも重要なことは、この段階に入ると戦線が飼料穀物問題を前景に押し出してきたことである。九月八日付けの、食糧相あての公開書簡によればライ麦市場の動き

は飼料大麦市場と密接に結びついている。平年作でもつねに相当の過剰ライ麦が存在しており、その輸出は世界の関税障壁と生産条件のもとでは不可能であるので、飼料としてそれは処理されねばならない。この構想を実現するためには安価な外国産の飼料大麦とともろこしの輸入の阻止が大前提であり、ともろこしについては通商条約上の制約があるので、当面飼料大麦の過渡関税の廃止を要求する^⑬。この書簡に対し食糧相が反論し、さらに戦線が再批判するのであるが、ここで食糧相は飼料大麦問題についてはこれを無視し、製粉強制率の引き上げについてはその意志なくその効果さえ疑っていたのであった^⑭。したがってこの段階では、ディートリヒが外国産飼料を購入する農民の立場に、緑色戦線が穀物生産者の立場を鮮明にして対峙していたと言つてよい^⑮。だが戦線のこの立場が全国農村同盟のみの立場と捉えられてはならない。十月五日のドイツ農民連盟連合の大会決議はここに述べた戦線の要求と一致している^⑯。しかし同時に北西部の農業組織からは飼料大麦関税引き上げに反対の声がではじめていたことも指摘しておく^⑰。

十月に入ると緑色戦線は人民党をもまきこみつつ、国会通商政策委員会において家畜・肉関税の大幅引き上げ決議を通過ぎせたのをはじめ、九月の要求項目の実現をめざし議会に働きかけ、そのみではなく十一月はじめには大統領をも訪問した。この頃から農産物価格問題は新たな様相をおびてくるのであり、農業政策は大転換をとげていくのである^⑱。

さてこうした戦線の激しい動きは、一九二五年の関税法が一九二九年一二月末で満期になることも関連していたのであり、一月二一日食糧相は農業および関税法案を閣議に提出した。その要点はこうである。(1)家畜関税について、トン当り牛は現行一三〇マルクを二七〇マルクへ、羊は現行一三〇マルクを二二五マルクへ引き上げ等。(2)小麦・ライ麦の公定価格をトン当り、それぞれ二七〇マルク、二三〇マルクに定め、またその関税率をそれぞれ七五マルク、七〇マルクに引きあげ、この公定価格を維持するためにそれぞれ二五マルクの調整割増金(Ausgleichszuschlag)。一二月から翌一月の間、国産小麦の製粉強制率の五〇パーセントへの引き上げ(3)プレミア付でのライ麦の飼料用変性化の奨励。これを容易にするため戦線の主張どりに飼料大麦関税をトン当り一年間のみ二〇マルクから五〇マルクへ引き上げ、外国産飼料大麦に

依存した北西部農業に対する打撃を緩和するため、飼料用変性ライ麦三ツェントナー購入に対し、外国産大麦七ツェントナーの旧関税率での購入を許可。東部から西部へのライ麦移送のため二千万マルクの国庫補助^④。

さきに進む前に食糧相のこの計画の意義を考えたい。家畜・肉関税率引き上げ問題は六月末くらい持ちこされていたのであり、ここでの引き上げ率が十月に国会通商委員会において戦線派議員が可決させた決議の数字に近いとはいえず、人民党はじめ民主党にも畜産育成の姿勢があるので、これは当面問題ではない。ここで注目されるのは穀物問題である。飼料購入農民への若干の配慮があるとはいえず、九月時点のディートリヒからみれば、戦線に大幅に譲歩している。ライ麦の飼料化に踏みきったことのみではない。穀価の引き上げ手段として六月時点でディートリヒの提案したスライド制関税が表面的にはここで導入された。たとえば小麦について、関税率をトン当たり七五マルクに引きあげたうえ、それに二五マルクの引き上げ幅を見込んでおり、その基準は公定価格二七〇マルクである。実際の小麦相場は一九二七年八月以降低落傾向にあり、法案の提出された十一月には二三一・三マルクであった。したがって実際には関税率は百マルクに固定されることになるのであり、実質的に、六月の専門家委員会での緑色戦線の要求が実現されたものと言ってよい。ちなみにこの時戦線側は、小麦公定価格トン当り二六七マルク、その関税率七五マルクを主張していた^⑤。

「少し前まではもっとも野蛮な煽動家さえ可能とはみていなかった高さまで、大土地所有者の穀物関税を引きあげる仕事^⑥が民主的な食糧相にとっておかれたことは注目される。そのさい社会民主党の農業政策論家^⑦がかなりの影響力をおよぼしていることを忘れるべきではないとしても、しかしこの民主的な食糧相自身、この功績を非常に重視している。何故なら最近でたかれの著『農業政策一年』の結論部で自らの仕事の成果が関税政策領域にあることを強調しているがゆえに^⑧」。これは一月二三日のフランクフルター新聞の社説の一部であるが、状況を的確に表現している。では何故、ディートリヒはこのような譲歩をおこなったのであろうか。トップは食糧相が戦線のシーレらの精神に負けたといい、ホルトはかれが穀物問題の解決は飼料穀物市場の操作にしかないことを確信したためであると言う^⑨。そのさいこの譲歩を容易にし

たについてはかれが南独のバーデン州出身であることと関連していよう。同地域の農民は北西部農民に比すれば輸入飼料依存度が低い。民主党内でも北西部を基盤とするタンツェン(Tanzén)はこの頃からデイトリヒと対立しはじめ、一九三〇年四月に脱党にいたるのである。^②

さて閣議での審議に立ちかえろう。一月二三日、政府は食糧相のプランを検討し、修正案を作成した。その修正点を列挙すればこうである。(1)関税率についてトン当り小麦、五五、七五、九五マルク、ライ麦五〇、七〇、九〇マルクという三段階のスライド制を導入。基準となる公定価格についても小麦はトン当り二五〇〜二七〇マルク、ライ麦は二二〇〜二四〇マルクの間と、幅をもたせた。(2)小麦の輸入証明をトン当り小麦五五マルク、ライ麦のそれを五〇マルクに固定し、取引業者がスライド制関税を投機に悪用することを防止。(3)穀粉関税も穀物関税と関連しスライド制導入。^③要するに政府案は関税引き下げの可能性を設けたのであり、食糧相案よりはやや低農産物価格維持の方向に傾いているといつてよい。このような政府案に対し、緑色戦線は一月二二日食糧相ではなく首相に書簡を送り、そこで政府案に反対し、飼料大麦関税の大幅引き上げ、スライド制ではなく固定穀物関税を要求した。^④つまりこの時期になれば争点は穀物問題に絞られ、しかも関税を引きあげるかどうかではなくその引き上げ方法が争点になっている。これがどのように展開してゆくか追ってみよう。

一月一六日から通商政策委員会において、工業および農業関税法案の審議が始まった。予想されたごとく戦線系の政党はすべて、穀物類のスライド制関税に反対した。たとえばヘルメスは与党議員でありながら、スライド制に代わる小麦、ライ麦トン当り九五、九〇マルクの固定関税を要求し、国家人民党議員はアルミニウムを保護しながら、農業保護が十分であることを主張し、それに対して社会民主党のシュミットはスライド制関税が農業の要求と消費者のそれとの均衡を保つと政府案を弁明した。^⑤この頃議会外では本来与党の民主党につらなる穀物取引業者が、スライド制関税は取引を不安定にするという理由から、またこれが穀物専売制移行への過渡的措置になるというおそれからスライド制に反対し、同年

春とは異なつて綠色戦線に近づいていった。^②ここで再度農業関税にかんする与党間の意見調整がおこなわれた。そこでまず公定価格は四ヶ月平均で小麦二六〇、ライ麦二三〇マルクに、関税は小麦九五、三五マルクの、ライ麦九〇、三〇マルクの二段階の幅広いスライド制にあらためられ、また取引業者に譲歩して輸入証明は小麦六五マルク、ライ麦六〇マルクに引き上げられた。^③前述したように、現実の価格はここで定められた公定価格以下であるので、最低関税率三五、三〇マルクの実際の効果はなく、したがつて修正案はさきの食糧相案よりも、ひいては綠色戦線よりも修正されたと言つてよい。この関税修正案は再度通商政策委員会にまわされたのち、一月一九日国会で審議された。社会民主党が最低関税率に価格引き下げの可能性をみてこれを支持したのにはじまり、今回は与党がいずれもこれを支持し、共産党と国家人民党がまったく逆の立場からこれに反対した。^④翌二十日の第三読会でも議事は順調に進んでいた。しかし最後に綠色戦線系のバイエルン人民党が、法案のうち民主党員として食糧相の固守していた部分をつき崩す提案をなした。すなわち同党は、期限つき飼料大麦関税引き上げを無期限引き上げに変更し、かつ変性ライ麦購入者に旧関税での飼料大麦購入を許可した項を削除することを提案したのである。採決は翌日にもちこされたとはいへ、与党たる人民党、中央党をはじめ、戦線系諸党さらにナチ党、経済党までこの提案を支持したため、^⑤これは政府内に深刻な対立を惹きおこした。結局飼料大麦関税の無期限引き上げ案は拒否するが、低大麦関税と変性ライ麦の消費との結合は取り消すことで与党間の了解がなつた。二一日の国会においてこれが承認され、最終的に三一一対四〇票、棄権六四票で農業法案は可決されたのである。棄権は主として国家人民党と農村民党であり、^⑥反対票は審議経過からみて共産党であろう。綠色戦線が攻勢に出るたびに政府は譲歩をくりかえし、しかも最終的には戦線系政党の協力をえられなままに、一月二二日法は成立した。綠色戦線は四者綱領の核の一つであつた生産者に有利な公定価格およびこれを維持するための高関税を得たのである。小麦、ライ麦は実際の相場より高い二六〇、二三〇マルクという公定価格を得たのであり、またスライド制関税が導入されたとはいへ、下限関税率は意味をもちえず、実質的には小麦九五マルク、ライ麦九〇マルクの固定関税が達せられたことになつた。さらに運

動をすすめる過程で鮮明にしてきた過剰ライ麦を飼料化して処理するというライ麦問題のユンカー的処理のための軌道が敷かれたのであり、相対的安定期いらいの穀物高関税、飼料低関税による穀物生産者と畜産・酪農民の妥協というシステムが崩れはじめたのであり、戦線はこの段階では穀物生産者擁護の立場を強く押し出していたのであった。

(3) 三月二六日の関税法

食糧相が飼料穀物低関税を維持することに失敗したのち、農業政策の主導権を握ったのは緑色戦線であった。一九三〇年に入ると戦線は、従前の措置はあまりにおそすぎかつ不十分であるため成果なしと批判し、新たな農業保護の措置をもとめて食糧相に働きかけ^③、食糧相はこうした戦線の意向にもとづく農業救済案を三月一五日与党の専門委員会に提示した。その内容はこうである。(1)小麦、ライ麦の関税決定権を政府に附与 (2)とうもろこし関税の引き上げは通商条約上の制約で不可能であるため、とうもろこし輸入専売の導入。それは飼料大麦に代わって流入量の増えたとうもろこしの輸入阻止を意図した。(3)大麦関税率の決定権を政府に附与。変性ライ麦と同時に飼料化される大麦はトン当り五〇マルク関税、そうでないばあいは百マルク関税 (4)早生馬鈴薯関税の引き上げ (5)砂糖関税の引き上げ^④。

ここでまず注目されるのは関税にかんする全権委任法の要求である。これは戦線の要請によるものであった。つまり、さきの関税法の施行された一二月以降三月にかけてトン当り小麦価格がわずか一・五マルク下落したのに対し、ライ麦価格は二二・三マルクも下落したこともあって、戦線は関税率の上げ幅ではなくその決定権そのものを問題としはじめたのであった。さらにこの提案の特徴は、一二月法で軌道のしかれた過剰ライ麦の飼料化の道を、より一層整備したことである。食糧相は提案の目的がライ麦救済にあるとまで言明している^⑤。

この提案は、与党五党内で強い反対をうけた。たとえば社会民主党は関税全権法と砂糖関税に反対し、民主党と人民党はとうもろこし専売に危惧の念を表明した。結局食糧相案は施行期限を一年に限定したのちつぎのように修正された。(1)小麦関税をトン当り一二〇マルクに引き上げ。ただし世界市場価格が崩壊したときは、小麦関税を再度引き上げる権限を

政府に賦与 (2)大麥関税を百マルクに引き上げ。ただしライ麦飼料購入者には二〇マルク飼料大麥関税の保証 (3)とうもろこし専売の導入 (4)大麥に代わる飼料として輸入量の増えた雑穀類への関税 (5)砂糖関税をトン当り二五〇マルクから三二〇マルクに引き上げ。なお世界的な砂糖の過剰生産によって世界市場価格は一六〇〜一七〇マルクに下落していた。^⑩食糧相案がこのように修正されたとはいえ、これは与党五党すべての支持を得たものではなかった。この頃ともなれば農業関係法案をめぐり与党間の調整はむづかしくなってきたおり、これらが三月二十日与党提案として議会に提出されたとき、大麥関税修正案およびとうもろこし専売案には民主党と人民党が、砂糖法案には人民党が署名をひかえたのであった。^⑪また議会の外では穀物取引業者や緑色戦線の構成組織たる農民組合がこのような飼料穀物輸入の阻止に抗議の声をあげていた。^⑫それに対してヒンデンブルク大統領は、ドイツ・ポーランド清算協定および通商条約に署名する代償として農業援助をおこなうように首相に圧力を加えていたのであった。^⑬

さて国会審議に入ろう。従前の経過は、政府が法案を出すとそれよりラディカルな提案を戦線側がなし、与党でありながら中央党と人民党がこれに同調し、その結果戦線側が勝利をおさめるといふことであった。しかし今回は異なっていた。人民党は農業援助の前提は生産費引き下げであるとして緑色戦線の農業保護に反対し、中央党は農民醇化農業の意義を過小評価するのではないが、現在はライ麦恐慌が前景に出ているのでまずこれに取りくまねばならないとはいいつつも与党提案の支持にとどまった。その結果与党提案よりさらにラディカルな提案をなした緑色戦線側は孤立し、三月二五日与党提案がいずれも可決されたのであった。^⑭

ヨリ一層のラディカル化は阻止されたとはいえ、可決された与党提案そのものが緑色戦線構想のなかの穀物保護路線に沿うものであった。しかしこの戦線の成果がユンカーの利害とのみ捉えられてはならない。穀物の利害というばあい、東エルベのユンカー・大農の利害が前景にてくることはたしかである。しかしそのみではなく南部の穀物生産者、とくにバイエルンの大農はほとんど輸出の機会をもたず、ドナウ河沿いに輸入され、ラインで販売される外国産穀物との競争

綠色戦線の五・六月提案について、要求されてくる関税はラキヤカルであり、それは生活費を騰貴させ、資金闘争を呼びおこし、経済的動揺をもたらすがゆえに反対である。関税引き上げは都市消費者のみならず西ドイツの農民農業にも打撃をあたえ、大土地所有者とその現在の非経済的な経営形態を支えるために役立つはずなきこと。ただ関税関税については綠色戦線の要求する高をなぞ話したならんことは言へ、穩健で期限の育成関税は必要とみなした(FZ, 29. Mai, 7. Juni, Nr. 416 u. 22. Juni, Nr. 458, 1929)。九月穀階級の戦線活動をツロクンツヨリマンの必要に迫じたものなり(FZ, 14. Sept. Nr. 687, 1929)。食糧相が戦線の要求の一步も動かさねばならぬものなりとなすはごと。十一月穀階級のことはききたたたりありある。同紙はライ麦問題の解決を「内地植民による東エルム大土地所有の大半の分割」に求めつた(FZ, 23. Nov. 1929, Nr. 875)。同紙は「もうた反シムカーの姿勢は強うが、反徳占のやまはみられなく」

② E. Topf, op. cit., S. 106. J. B. Holt, op. cit., S. 117.

③ A. v. Saldern, Hermann Dietrich, Ein Staatsmann der Weimarer Republik, 1966, S. 1, 79.

④ FZ, 24. Nov. 1929, Nr. 876.

⑤ A. Barneyer, op. cit., S. 106 f.

⑥ FZ, 17. Dez. 1929, Nr. 937, Nr. 938, u. Nr. 939, 13. Dez. 1929, Nr. 928.

三 フリューニング内閣と綠色戦線

大連合内閣は低農産物価格政策から穀物高価格政策に大転換をとげた後、財政問題の行きづまりから崩壊し、一九三〇年三月末フリューニング内閣が誕生した。フリューニングは所信表明において農業恐慌を一般的国民危機と記し、農業恐

② FZ, 7. Dez. 1929, Nr. 913, 8. Dez. 1929, Nr. 915 u. 17. Dez. 1929, Nr. 938.

③ FZ, 18. Dez. 1929, Nr. 942 u. 19. Dez. 1929, Nr. 943.

④ FZ, 20. Dez. 1929, Nr. 947.

⑤ FZ, 21. Dez. 1929, Nr. 949.

⑥ FZ, 21. Dez. Nr. 950, 22. Dez. Nr. 952 u. 22. Dez. Nr. 953, 1929.

⑦ Zentralblatt, 29. Jahrg., 1930, S. 75 f., FZ, 11. Febr. 1930, Nr. 109-111, 5. März 1930, Nr. 169-171, A. Barneyer, op. cit., S. 107.

⑧ FZ, 16. März 1930, Nr. 200-202.

⑨ FZ, 21. März 1930, Nr. 213-215.

⑩ FZ, 16. März 1930, Nr. 200-202.

⑪ FZ, 20. März 1930, Nr. 210-212.

⑫ FZ, 21. März 1930, Nr. 213-215.

⑬ FZ, 19. Febr. 1930, Nr. 213-215 u. 21. März 1930, Nr. 213-215.

⑭ Zentralblatt, 29. Jahrg., 1930, S. 137 f.

⑮ FZ, 26. März 1930, Nr. 226-228.

⑯ 一九三二年の農民連盟連合とエルム機械製造所連盟・エルム農民組合との農業政策をめぐる論争がこれを裏付ける(H. Haushofer, op. cit., S. 181 f.)。また戦線路線の農業再建構想が示した農民連盟の「エントラフ」参照。G. Heim u. A. Hundhammer, Umstellung der deutschen Landwirtschaft, 1931(?)。

慌打開にとりくむ姿勢を示し、^①そして食糧相には緑色戦線のシーレが就任したのであった。この政権は歴代の政権とは異なり議会多数派に依拠せず、憲法第四八条にもとづく大統領の緊急命令の発動に依存しており、その大統領が農業利害優先の立場に立っていたので、シーレにはかれの構想を実現する可能性があたえられたかの観を呈した。ところで戦線は指導者を政府におくりこんだ後、内部対立が深刻化してきたことも関連して活動を停止してしまった。^②したがって戦線路線の遂行はシーレに一任されたのである。そこで我々もしばらくかれの農業政策に焦点を絞ろう。

(1) シーレの四月法

かれは四月八日つぎのような農業プランを閣議に出した。(1)主要穀物の関税決定権を食糧相に賦与 (2)ライ麦粉の小麦粉への混合義務 (3)家畜・畜産品・馬鈴薯製品への輸入証明制の適用 (4)輸入証明の価値を関税の高さにあわせ変更する権限を食糧相に賦与 (5)ベーコン・ラード・豚・獣脂・鶏卵・牛乳等の関税引き上げ (6)無関税冷凍肉輸入の禁止。^③要するにこれは、前食糧相のはたせなかった穀物保護のための関税決定権の獲得を中心に、農民醇化経済への保護の拡大要求で色どりをそえたものである。閣議において、関税・輸入証明関係の権限が食糧相ではなく政府権限に変更され、また無関税冷凍肉輸入の禁止規定が若干修正されたのち、^④これは与党提案として議会に提出された。

さてシーレの草案が提出されたときから、工業・商業界および労働組合はこれを激しく批判していた。工業側は前述したように三月時点から緑色戦線と対立していたが、四月八日にドイツ工業全国同盟はシーレ草案批判の詳細な覚え書きを政府に手渡した。それは反対派の論点をすべてふくんでいるので紹介しよう。(1)関税率の無制限な操作は国内市場および通商関係を不安定にする。(2)輸入証明の価値の引き上げは、生産費の騰貴をまねくのみならず、ドイツの農産物を安価に輸出させることによって、海外の競争国に醇化生産物の生産費の人為的低廉化をもたらし、それによって国産品が競争できないほどの低廉な農産物をドイツに輸出させることになる。(3)豚関税引き上げ、(無関税)冷凍肉輸入割当の廃止等の醇化製品の輸入制限は通商関係を困難にし報復関税の危険をもたらす。^⑤ここで注目されるのは、関税操作権を政府に委譲す

ることについては一言もないことであり、さらに畜産・酪農製品の関税引き上げにとくに反対の姿勢が強いことである。このような農外組織からの批判に対し、農業関連政党たる民主党は、これが農民農業の犠牲による大土地所有の援助にあることに遺憾の意を表わしたのであった。^⑥しかし結局、財政関係法案で右翼の支持を必要としたため、民主党をふくむ右の政党が議会では法案支持にまわったので、これは可決されたのであった(四月一五立法)^⑦。それは畜産・酪農製品への関税引き上げをもふくんでいたため、すべての戦線系政党の支持を得たとはいえ、その最大の受益者は穀物を生産する大土地所有者であろう。シーレのこの成果に全国農村同盟はもとより、東部諸州の農業会議所所長が連名で謝意を表したとき、中小農民を基盤としたオーバー・シュレージェン農業会議所所長がそこに名をつらねていなかったことはこれを端的に物語っている。^⑧

シーレはこのとき政府に与えられた全権委任法によって関税を再度引き上げ、わずか五ヶ月余り後の十月末にはトン当り関税は、小麦二五〇マルク、ライ麦一五〇マルク、大麦一二〇マルクに達した。小麦関税を例にとれば、この関税額は国内小麦価格と同額で、世界市場価格の二三〇パーセント以上に達していた。シーレはその他に、ライ麦市場支持のための資金援助・製粉強制率の引き上げあるいは馬鈴薯加工品の販売促進に資金援助等々をなした。^⑨こうした政策にもかかわらず農産物価格指数は、一九二八―二九年度を一〇〇としたばあい、一九三〇―三一年には小麦は一二〇へ上昇したのに対し、ライ麦は八六に低下した。もとよりライ麦価格は下落したとはいえ、世界市場価格よりはるかに高いところにあった。さらに目をひくのは、これまで比較的価格の安定していた酪農・畜産品価格の下落である。たとえば同じ時指数は牛が九六に、バターが七六に低下していた。こうしたことからシーレの農業政策への不満が高まり、緑色戦線の再結集にいたるのである。もう一度農業諸組織の動向に目を転じよう。

(2) 緑色戦線の再結集

緑色戦線が穀物利害擁護の姿勢を強く押し出し、政府がこれに譲歩して飼料低関税を放棄した二九年一二月末時点から

北西部の農民の間に激しい政府批判の声があがった。すなわちかれらは外国産飼料を基礎に養豚・酪農業を営んでおり、低廉な外国産飼料を変性ライ麦で代用することは、経費および飼料としての適性面から不可能であった。オルデンブルクの元首相で、先述したようにディートリヒの政策に反対して脱党したタンツェンは、こうした北西部農民とともに三十年春、「農民醇化労働経済同盟」(Wirtschaftsverband für bäuerliche Veredelungsarbeit)を設立した。この組織は、農業恐慌の克服策を消費に適合した製品の標準化・品質生産にみ、当面の目標をとうもろこし専売の廃止、飼料大麦・とうもろこし関税の引き下げにおいた。それは現在の農業政策を一面的な穀価引き上げ策と批判し、過重負債をあい旧式の経営形態を固執する大経営をいつまでもひきづってゆくことが、農業政策の課題ではありえず、かつそれは植民を志望する農民子弟の利害を顧慮していないと言う。東エルベの大農業家と農民との間よりも都市消費者と農民との間にヨリ密な利害紐帯が存在するとみ、当面この線での啓蒙活動が展開されていく。この組織が誕生したことによって、かつて緑色戦線を構成した組織のうち、ドイツ農民組合下部組織の大部分、農民連盟連合所属の北西部組織(シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ハノーバー、オルデンブルク、ヴェストファーレン)および全国農村同盟の一部がここに合流したのであった。^⑩

このように反穀物政策・反ユンカーの旗幟鮮明な組織が誕生する一方、四月段階にはシーレの政策を支持した陣営からも反シーレの声が高まってきたのである。すなわち九月選挙でのナチスの大勝に触発されてラディカル化した全国農村同盟において、シーレの政策にもかかわらずライ麦価格が低迷していることが原因で食糧相の政策は不十分という声があがった。シーレはこれまで同盟の議長をも兼任していたが、退陣要求におされ十月一日議長職をカルクロイツ伯に譲った。後者のもとでこの組織はさらに右傾化していくのである。^⑪また、農業恐慌が畜産・酪農分野に波及したため、農民は二重の打撃をうけ始めたのであった。つまり穀価の高騰につれ飼料価格が世界市場価格の二倍以上にはねあがったにもかかわらず、かれらの生産物の関税は低くおさえられて、畜産・酪農製品価格は世界市場価格とともに下落したのであり、しかも農民は安価な飼料による安価な外国商品との競争状態におかれていたのであった。^⑫

かくしてライ麦保護の強化を要請する組織と農民醇化農業への保護を要請する組織とが再度戦線を結成した。しかし第一次の戦線が一応全ドイツ的規模の農業者の結集であったのに対し、第二次のそれはかなり異なっていた。まず戦線の弱い環であったドイツ農民組合が分裂し、そのうちのバイエルン農民同盟のみが戦線に加わったのであり、さらに他の組織についても北西ドイツの下部機関は戦線と対立した「経済同盟」に移行していたのであり、したがって第二次戦線は北西部を除く農業者の結集であった。戦線は一月はじめ「テンポ」をスローガンにブリュニング政権に対決したのである。④
一月六日に穀物経済領域での従来の措置の完成のための提案および農民農業の保護のための提案を政府に出したことに始まり、同月二十七日には農業統一税に対する強い懸念と農民農業保護の不十分さを示した書簡を首相に提出した。⑤この要請に対し直後の一月一日、大統領の緊急条令によって大麦関税はトン当り一二〇マルクから一八〇マルクに引き上げられ、その結果この関税は国内飼料大麦価格と同額、世界市場価格の二五〇パーセントに達したのであった。

一月五日、緑色戦線はこの緊急条令についてそれが穀物の漸進的改善のためには適当であるとはいえず、農民醇化農業をほとんど顧慮していないことを批判し、酪農・畜産・野菜・果実およびぶどう栽培の領域への従来の農業措置の適用を要請したのであった。⑥つまりこの時期に入ると戦線は、穀物の保護ではなく農民醇化製品の価格引き上げ要求に目標を移したのである。さて、この新方針は構成組織すべての支持を得たのであろうか。一九二九年には穀物の保護を執拗に追求した農業評議会会長のブランデスは、戦線の目標が穀物への措置と同じものを醇化農業のために獲得することにあると云明し、ヘルメスの率いる農民連盟連合あるいは農業会議所も戦線の新方針にそう決議を出している。⑦では最大の組織たる全国農村同盟はどうであろうか。議長カルクローイツ伯は戦線の重点移行を示した一二月の声明に名をつらねている。しかし同じ時点での同盟独自の声明は、一月二条令が東部援助のためにも、ライ麦・馬鈴薯耕作援助のためにも不十分であると激しく抗議していた。⑧すなわちここではユニカー利害の擁護が露骨である。この同盟は以後、一面で戦線の構成分枝として行動し、他面ですますラディカルに独自の活動を展開し「農業職業身分の代表と見なされがたく」⑨なっていくので

ある。同組織のこのような矛盾した動きはつぎのように説明できよう。一つは農村でのナチスとの競争に耐えるためにラディカル化していったことであり、一つは先述したようにここにはユンカー翼と同時に西部・中部の農民翼が存在したことである。両翼の対立は一月のカルクロイツ伯の議長再任らしい激しさを加え、政治的にもブリューニング支持の農村党派と反体制的な国家人民党およびそれにつらなる右翼派とに分かれていた^④。しかしカルクロイツは農民翼を切りすてないかぎりこれらの要求を無視できないのであり、それが緑色戦線への消極的参加になったと思われる。かれは戦線の再結集にあたりこれをユンカー利害の追求に、ひいては右翼ラディカリズムの基盤に利用することを意図するが、他の組織の反対にあつてそれには失敗し^⑤、かれ自身は戦線への関心を失なつていったと思われる。なおこれが第二次戦線の戦力を弱めた一因と言つてよい。

さてそれでは緑色戦線のこのような運動方針の変化に対し食糧相シーレの方針はどのようであろうか。かれは大晦日のラジオ放送において、農業政策の課題を東部援助政策と農産物価格政策におき、後者について穀価は従前の措置によつて一応安定したのに対し畜産・酪農経済で恐慌がきざしているのをこれを世界市場の価格崩壊から保護することが急務であると述べている^⑥。したがつて食糧相は価格政策において戦線の要求と一致してしたのである。すなわちシーレは食糧相就任らしい畜産・酪農分野について無策であつたのではなく、牛乳法・商品等級別法等の制定によつてその標準化・品質生産を法的に支え、また長らく争点になつていたフィンランドとの通商条約の改訂によつてバター関税を五〇マルクに引き上げたのであつた。しかしその代価として同国からの従来の輸入量の三倍にあたる酪農製品を同国に有利な価格で購入することを義務づけられたため、酪農製品市場が改善されるにはいたらなかつたのである^⑦。

かくしてシーレは一九三〇年末から緑色戦線の掩護をうけ、農民農業の価格保護政策にとりくむのである。換言すればかれは四者綱領の価格引き上げ路線のうちいまだ果されていない部分の実現をめざしたのである。しかし、かれが畜産・酪農製品・鶏卵・園芸品・木材等の関税引き上げあるいは通商条約の解約告知や修正を閣議に要請するたびに、かれは閣

議の反対^⑩、ひいては輸出関連企業および消費者利害の反対につきあつたのである。すなわち工業側は穀価引き上げ段階では戦線を支持したが、農産製品関税の問題になると戦線と真向から対立したのであつた。それは労働者賃金の騰貴よりもむしろ、醇化農産製品が大抵通商条約によつて低関税におさえられているため、これの改訂によつて関係諸国、とくにヨーロッパ諸国の反発を招くことを怖れたためであつた。実際に三〇年八月にはドイツ・フィンランド・バタール協定をめぐつてオランダ等でドイツ商品のボイコット運動がおこつたのであつた^⑪。そこで工業側は価格引き上げではなく生産費引き下げ・販売組織の改善等による農産健全化という路線をうち出したのであり、換言すれば工業側は一面では相対的安定期の路線に立ち帰つたのである。他面ではそれは東部援助政策によつてユンカーとの連携を強めるがそれは後述しよう。またブリュネーニングのデフレ政策とも関連して、三〇年一月頃から食糧品高価格に対する激しい攻撃が都市消費者の間からでていたのであり、食糧品価格騰貴に通じると目される農産物関税引き上げは、ここでも反対にあつたのである。

畜産・酪農製品価格の崩壊、五ノ二〇ヘクター規模の農民経営で強制競売が最多という状況下に、シーレはともかく農民醇化生産物へのスライド制関税の導入をふくむ農産提案について二月下旬、閣議の了承を得た。シーレはこうした提案を緊急条令によつて実施に移すことを意図するが、政府はそれを議会に提出することに決定した^⑫。かくしてかれは二、三、四日の議会で農産への援助提案を説明するはこびとなつた。それは緑色戦線やシーレの目標からすれば大幅に譲歩した内容であり、ライ麦作付制限のための全国耕作計画、土地改良貸付金の利子軽減期間の延長、販売改革のための標準法の遂行、西南ドイツの農民的山林業援助のための国産木材使用促進案、政府の穀物関税決定権の延長および他の農林業分野での関税決定権の政府委譲等から成つていた^⑬。審議のなかで社会民主党はこれが農民政策でありえずまた輸出を危険にするという理由から反対し、共産党はシーレを飢餓共和国の食糧大臣と名づけ、その政策を小農の犠牲で大土地所有のみを健全化すると反対した。それに対し中央党・バイエルン人民党・農民党は法案を全面的に支持し、フェーアは関税変更権が食糧相ではなく政府にあることを遺憾としたのち、「南ドイツ農業はシーレ相のうちにその腹親の友をみる」と。ま

たキリスト教社会民衆奉仕団や経済党も政府案を支持し、人民党はさしあたり態度を保留した。したがってシーレ案は中間諸党の支持を得たものな過半数の支持を得ず、国家人民党の動きが鍵をにぎることになった。^③このとき国家人民党とナチ党はヤング議会をボイコットしていた。そこでシーレは全国農村同盟を通し同党を議会に呼びもどすよう工作するが失敗し、その間に社会民主党提案による無関税冷凍肉の五万トン輸入およびパンにライ麦粉の混入を義務づけたパン法の修正案が可決されるハブニングが生じたのであった。^④前者は畜産農保護のため一度廃止され、後者はライ麦消費を高めるため設けられた法であった。^⑤

こうした紆余曲折を経て三月二八日、農業関係法案は人民党の支持を得て可決され、その結果、政府の穀物関税権は一年延長され、さらに政府の関税決定権は、他の動物性・植物性農産物および食糧品・嗜好品にまで拡大されたのであった。したがって以後、緑色戦線は三月二八日法で政府に与えられた権限を行為に移させるよう働きかけ、シーレもこの方向で閣議に働きかけるが望ましい成果をみず、三二年はじめにやっとトン当りバター関税が八六マルクに引き上げられたのであるが、畜産・酪農製品についての保護はここまでであり、要求のうち実現されるのは穀物保護のみであった。^⑥

さて、つぎは一時人の論文の一節である。東エルベの大土地所有の危機から漸次農業危機にいたった。緑色戦線の願望に応じた関税の絶えまない引き上げにもかかわらず、我々はこの半年に穀価を例外としていまだ経験したことのないほどの農産物価格の崩壊を経験した。牛・豚・牛乳・バター・卵・野菜等は漸次自由貿易諸国の価格に接近している。スライド制関税によって穀物を世界市場価格の二―三倍に高めることに成功したあと、いわゆる畜産・醇化農業の価格を人は同じ方法で高めようと試みるつもりである。何故なら穀価とともに飼料価格が上昇したので、家畜飼育はもはやレントをもたらさないのである。他面この冬失業者は三百万人にのぼり、大衆購買力は低下している。農業への国家援助は年四十億マルクに達するけれども、「農業救済」をもとめる要求がつねに新たに掲げられ、農業政策はふくる小路におちいり、シーレもまた以前の味方を満足させることはできない、と。^⑦これは一九三一年夏の状況を描写したものであるが、ブリュー

ニング政権の崩壊時点まで同じ状況が続くのである。

緑色戦線とその路線にそったシールレには、一九二九年に農業政策を大きく転換させたような力はもはやなく、かれらは孤立したのであった。しかしこれをもってブリュニング政権が反農業の立場にまわったのではなく、周知のように同政権下においてはデフレ政策にもかかわらず、東部援助政策が大々的に遂行されていた。この政策をめぐる動きをおうことによつて、第二次緑色戦線の位置をもう少し鮮明にしておこう。二九年の結成時点から戦線は農業政策の課題を東部援助政策と価格引き上げ政策にみ、前者については各組織の個別行動にゆだね、後者に焦点をあわせて穀価引き上げから畜産・酪農製品価格引き上げ要求へと運動を展開し、その結果三一年二月に入ると畜産・酪農製品へのスライド制関税の導入が現実性をおびてきたのであった。ところがこの時点でドイツ工業全国同盟は東部援助計画の早急なる遂行を支持する声明を出した。そこで同盟は、東部において大土地所有は経済的価値をもつという観点に立ち、植民の大規模な実施と同時に、大土地所有は中小農と並んで維持されねばならず、たとえ工業が農業醇化生産物への関税の引き上げに反対するとしても、農工の協働のみがドイツ経済の発展を促進すると述べたのであった。^④つまり識者の間で東部のライ麦危機は東部大経営の縮小によつてのみ解決されると主張されているとき、工業側は反緑色戦線の立場を鮮明にし、ユニカーの意義を強調しユニカーとの提携の道を選んだのである。それに対し緑色戦線は三一年一月、東部援助が転機をむかえそれが「保全措置緊急令」によつてユニカー階級の保護に収束されていくとき、唯一度この問題で統一行動をとった。すなわち条令発布の二日後、ブランドスラ農業代表者は、西部や南部の農民からの容赦ない税金取立てが続ぎ、その結果強制競争まで惹きおこされ、加えて農民醇化農業へのなんらの保護策も講じられていないのに、こうした個別的な東部援助には協力できないと、大統領が議会にかわるものとして重視していた経済諮問委員会を脱退した。^⑤このとき戦線はこれを全面的に支持する声明文を作成したのである。^⑥つまり第二次戦線は農民的性格を強め、ユニカー保護の東部援助政策に反対の立場を明白にしたのであった。^⑦

- ① A. Barneyer, op. cit., S. 111.
- ② Ibid., S. 109, H. Kretschmar, op. cit., S. 79.
- ③ FZ, 8. Apr. 1930, Nr. 261-263.
- ④ FZ, 9. Apr. 1930, Nr. 264-266.
- ⑤ FZ, 10. Apr. 1930, Nr. 267-269, 11. Apr. 1930, Nr. 270-272 u. 13. Apr. 1930, Nr. 276-278.
- ⑥ FZ, 11. Apr. 1930, Nr. 270-272.
- ⑦ FZ, 13. Apr. 1930, Nr. 276-278. 4月13日社会民主党の農業政策と言じては、筆者は1917-1918年の同党の農業綱領作成の意図が農民層への提携の必要性の認識からなるとは、網領が消費者利害擁護の枠をとりながら述べた(拙稿「ドイツ社会民主党の農業綱領問題」大野・住谷・諸田編著『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、一九七三年、三四〇頁以下)。¹⁾労働提携と、親告から同党の農業政策をみれば、それは無定見としか表現される。同党は相対的安定期には農業関税に反対の立場をとっていたが、緑色戦線の登場とともに与党として政府案を全面的に支え、緑色戦線よりの穀物高関税・穀物高価格政策をすめ、野党に転じたこの四月段階から再度農業関税反対の立場にまわる。これより同党の支えつぎた農業政策およびその延長線上にある四月法について、たとえばマンローマンが四月法案の第三読会をめぐって、三月法との妥協は消費者大衆と農民との協定であったが、四月法はこれを屈せずと発言している。²⁾(FZ, 15. Apr. 1930, Nr. 280-82)それを農民の利害と捉えている。³⁾我々はそれがむしろ穀物利害(マンローマン大農)であることをみてきた。要するに同党はマンローマン大農の利害が前景にわたる親農業的となり、一九三〇年冬期以降食糧相・戦線ともた農民の利害擁護を押しつけられたる反農業の立場にまわったのである。⁴⁾
- ⑧ FZ, 26. Apr. 1930, Nr. 306-308 u. 2. Mai 1930, Nr. 322-324.
- Zentralblatt, 1930, 29. Jahrg., S. 173. 442農民銀行所屬のマンローマンの農民同盟のレーン批評。FZ, 15. Mai 1930, Nr. 357-359.
- ⑨ この説は余のドイツの Friedrich List-Gesellschaft, Deutsche Agrarpolitik, Teil II. Die deutsche Agrarpolitik in Rahmen der inneren und äußeren Wirtschaftspolitik II. 1932, S. 115 ff. 442農民銀行所屬のドイツの FZ, 21. Mai 1930, Nr. 373-75, 24. Mai 1930, Nr. 382-384, 20. Juni 1930, Nr. 450-452, 24. Juni 1930, Nr. 460-462, 25. Juni 1930, Nr. 463-465, 18. Juli 1930, Nr. 526-528 u. 26. Okt. 1930, Nr. 798-800. 444の原田説「ドイツ・ドイツ資本主義の農業政策と東部援助問題」『唯物史観』第三卷「一九六六年」一六〇頁参照。
- ⑩ A. v. Saldern, op. cit., S. 61, H. Gies, op. cit., S. 356, A. Barneyer, op. cit., S. 113 f., FZ, 26. Juli 1930, Nr. 548-550, 27. Juli 1930, Nr. 551-553, 19. Aug. 1930, Nr. 612-614, 30. Sept. 1930, Nr. 726-728.
- ⑪ A. Barneyer, op. cit., S. 113, FZ, 7. Okt. 1930, Nr. 745-747. 全国農村同盟は、後、法律による農業保護とドイツの直接的に課税第四十一条の発動による農業救済要求とをかねた。FZ, 7. Okt. 1930, Nr. 745-747, 12. Okt. 1930, Nr. 760-762 u. 16. Okt. 1930, Nr. 770-772.
- ⑫ このドイツの Die Zollgesetzgebung nebst ihren Hilfsmaßnahmen und ihre Wirkung auf die Preise, in: Bericht über Landwirtschaft, 50. Sonderheft, 1932, 155頁以下参照のマンローマン。442 FZ, 23. Juli 1930, Nr. 539-541 u. 28. Okt. 1930, Nr. 802-804.
- ⑬ A. Barneyer, op. cit., S. 105, H. Kretschmar, op. cit., S. 85, FZ, 30. Nov. 1930, Nr. 891-893.

てはなく、南ドイツからヘルリンへの農民の行進が提起されたほどであり、そのなりナチ党員は冷凍肉問題のをりの同党の態度を非難をれ、ほとんど発言の機会をあたなかつた（FZ, 6. März 1931, Nr. 172-174）。なお両法案は参議院で否決され、実施にはいたらなかつた（FZ, 14. März 1931, Nr. 194-196, Zentralblatt, 30. Janrg. 1931, S. 135）。

- ⑳ A. Barmeyer, op. cit., S. 116, FZ, 25. Sept. 1931, Nr. 713-715.
- ㉑ FZ, 21. Apr. 1931, Nr. 291-293.
- ㉒ FZ, 2. Mai 1931, Nr. 322-324.
- ㉓ FZ, 11. Juli 1931, Nr. 507-509.
- ㉔ FZ, 15. Febr. 1931, Nr. 121-123.
- ㉕ ナチ党員, FZ, 23. Nov. 1929, Nr. 875 u. 5. Febr. 1931, Nr. 93-95.
- ㉖ FZ, 21. Nov. 1931, Nr. 866-868. 東部援助政策については、木谷勤「ブリューニングの内地植民政策とその失脚」(一)、『史学雑誌』第七五編、第七六編、昭和四一、四二年。なおブランデスの評価については氏と若干異なる。ブランデスは東プロイセンのニンカーであり、

展 望

戦後の混乱を経て再建された輸出優先型のドイツ経済において、農業政策は一面では外に市場を開いて低農産物価格政策をすすめつつ、他面自国農業には集約化・合理化による廉価な農産物生産を奨励したのであった。それに対して緑色戦線は後者の政策を是認しつつも、前者を否定し農産物価格の引き上げを、外国農産物に対する自国農産物の保護を、これこそが後者の前提であると運動を展開してゆく。そのさい綱領起草者も言うように、戦線の目的は農業生産者すべてではなく、収益性のある経営を救うことにあった。換言すれば相対的安定期の集約化・合理化政策にそって経営の改善を

ンカー擁護の立場に立つが、氏も(一)の五一頁註一七に記されているように、それは農業生産の担い手としてのニンカー擁護であると思われる。第二次緑色戦線の担い手はブランデスおよびヘルメスと考えるが、ブランデスはこの期はもっぱら農民経済擁護の発言をしている。カルタロイツ伯よりはブリューニング期のシレーに近く、筆者はかれのうさだ、大戦前のカーニツとは異なる大戦後の新しい農業指導者の像をみるのである。ナチ政権成立後は失脚している。また、原田淳、前掲論文、一九五頁以下。

- ⑳ F. Reichardt, Andreas Hermes, 1953, S. 128 f.
- ㉑ また東部援助計画によくまれる植民問題については統一声明はない。四者綱領でも植民政策の項はあるが、これはきわめて漠然としたものに終っている。関心がないのではない。たとえば農民連盟連合は三大目標の一つとして農民植民をかかげ、現実には植民事業をすすめていた。つまり植民問題をめぐっては構成組織間の対立が深刻であるため、戦線としての共同行動はできなかつたのである。Ibid., S. 113, 117, FZ, 20. Febr. 1931, Nr. 134-136 u. 15. Mai 1930, Nr. 357-359.

はかつてきた部分が、農業恐慌による価格下落に対し価格の引き上げを要求して戦線に参集したのであり、まさしくこの層が第一次大戦後の農業生産の担い手であろう。しかし戦線の要求のうち、穀価引き上げは実現されたが、世界経済恐慌の深化および戦線自体の基盤の脆弱化とも関連して畜産・酪農品価格の引き上げは果たされなかった。したがって戦線の活動の受益者は穀物生産者たるユンカーの一部と大農にとどまった。畜産・酪農民は戦線の推進者であったにもかかわらず、戦線の活動によってかえって負担を倍増させた。つまり穀価の保護によって購入しなければならない飼料用穀物価格が世界市場価格からかけはなれて騰貴したにもかかわらず、販売する畜産・酪農製品価格は世界市場価格とともに下落したのであった。農業者層のうちこの部分は三一年時点まで、ブリューニング政権を支持していたのであり、同政権がかれらの期待に応じず、反ブリューニングの姿勢のユンカー保護にまわったことの影響は大きい。

最後に緑色戦線路線からはみでた部分、換言すれば戦後の生産構造の変化に対応できず没落していく部分の動向に言及しておこう。その一つは農民層下層である。この部分が、さきに触れたラントフォルク運動の担い手である。このことは、その運動が相対的安定期の標準化・品質生産の最先端地域で最初に起っていることから首肯できよう。そしてこの層が、ナチス左派あるいは共産党の関心をひきつけた部分である。もう一つのはみ出た層はユンカーの一部である。この部分こそがヴァイマル共和制の崩壊過程で大統領権限が絶対的になるにつれ、東部援助で保護をうけた部分であり、この層にはもはや農業経営の再建という姿勢はうすく、たとえば再度のインフレを要求したのである。そしてここがナチス右派と結びつくのである。右翼による共和制反対の一連の動きあるいは農民農業の保護が議題となった議会のポイコット事件を想起された。

① FZ, 11. Okt. 1931, Nr. 757-759.

(聖徳学園岐阜教育大学講師)

„Grüne Front“ und Agrarpolitik der Weimarer Republik

von

Y. Toyonaga

Welchen Weg nahm die Agrarpolitik und unter welchen Umständen wurden die Landwirte gesetzt, nachdem die Agrarpolitik, die „Schutz der Getreide“ d. h. „Schutz der Junker“ bezweckt hatte, durch die Revolution 1918 zugrunde gegangen war? Man muß zunächst auf diese Frage antworten, wenn man über die Gründe für die Ausbreitung des Nationalsozialismus auf dem Lande aufklären wird. In diesem Aufsätze bin ich mich mit der „Grünen Front“ beschäftigt, um die oben gesagten Fragen zu beantworten.

Diese Front wurde von den Führern der wirtschaftspolitischen Spitzenorganisationen der deutschen Landwirtschaft im Februar 1929 gegründet. Hier sammelten die Landwirte sich, die neben der Intensivierungs- und Rationalisierungspolitik nach der Marktstabilisierung gehen kannten. Unter dem Druck der Agrarkrise einigten sie sich über die Forderung der Preiserhöhungen der landwirtschaftlichen Erzeugnisse mittels der agrarpolitischen Maßnahmen. Es gelang der ersten Front, die niedrigere Getreidepreispolitik in die höhere ändern zu lassen. Aber wenn die zweite Front die Preiserhöhung der Vieh- und Veredelungsprodukte forderte, hatte sie darüber wenige Erfolge, wegen der Schwächung der Front selbst, und der Verschärfung der Weltwirtschaftskrise. Deshalb wurden die schwereren Lasten den Bauern auferlegen, die die Front getragen hatten, infolge ihrer Aktionen.

Chieh-fu 節婦 in Imperial Decrees of *Tang* 唐 and Japan

by

S. Sogabe

Chou-li 周礼, in which *lü-ling* 律令 had its origin, had the provisions to exempt the particular people as the sage from the labour burdens. This 'shih-she' 施舍 system' was adopted into *lü-ling* in *Han* 漢 period